地域脱炭素化促進事業について

1 概要

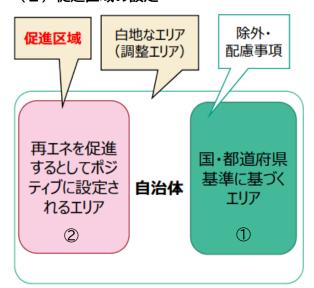
2022年4月に地球温暖化対策推進法が改正され、市町村は地方公共団体実行計画において、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(以下、促進事業編)」を定めるよう努め、あわせて本計画に基づき事業者が策定する事業計画を認定する制度が追加された。

(1) 促進事業編の内容

- ①地域脱炭素化促進事業の目標
- ②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)
- ③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ④地域の脱炭素化のための取組
- ⑤地域の環境保全のための取組
- ⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

目的:再エネ事業について適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、 地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進する。

(2) 促進区域の設定



促進区域設定のイメージ

- ①環境省令や都道府県が設定した環境配 慮基準に基づくエリアを除外。
- ②白地エリア(調整エリア)のうち、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを促進区域として抽出。

2 福島県の促進区域の設定に係る基準の概要(2023年3月策定)

(1) 基準の対象

- ・太陽光発電設備
- ・風力発電設備

(2)基準

- ①基本的な考え方
 - ・安全・安心な再生可能エネルギーの推進
 - ・多様な自然的・社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進
 - ・本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進
 - ・自然豊かな環境・景観等と調和した再生可能エネルギーの推進

②区域に関する基準

- ア 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - ・水源の保全や防災等の環境保全に適正な配慮を要するもの
- イ 配慮が必要な区域
 - ・促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域
 - ・地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域
- ③考慮すべき事項に関する基準
 - ア 事業実施における共通考慮事項
 - ・傾斜30度以上の斜面には、発電設備を設置しない
 - ・騒音の影響が懸念される場合には、隔離及び植栽等を施す
 - イ その他考慮すべき事項

(3)地域脱炭素化促進事業に関する例示

- ①事業が想定される箇所の例示
 - ア 建物屋根(太陽光発電のみ)
 - ・大学等の教育関連施設、工場、住宅 など
 - イ 地上への設置
 - ・未利用地、廃校、最終処分場跡地など
 - ウ その他(太陽光発電設備のみ)
 - ・駐車場へのカーポート
- ②地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示
 - ア 地域・近隣住民との合意形成の努力
 - イ 災害時の非常用電源としての活用
 - ウ 環境教育への活用
 - エ 売電収益の地域還元 など

3 市町村における促進区域の設定状況や課題等

環境省によると、令和5年4月時点で、以下の9市町村が促進区域を設定。

長野県箕輪町(太陽光)

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地
- ·産業団地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

神奈川県小田原市(太陽光)

- •市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区(営農を営むために必要とするものを除く。) 土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に 検討

佐賀県唐津市(太陽光、風力、中小水力、 バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む)

·公共施設、公有地

埼玉県入間市(太陽光)

- ·市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に 検討

岐阜県恵那市(太陽光)

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上

福岡県福岡市(太陽光)

- ・建築物の屋根
- ·公共用地

神奈川県厚木市(太陽光)

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画 に定める居住誘導区域内

島根県美郷町(太陽光)

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地(未利用地)
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発 電設備を設置し、パネルの下部または側面などで 営農を実施する場合

滋賀県米原市(太陽光)

・米原駅周辺民生施設群の一部



- (1)公共施設や所有地への太陽光設置や、民間住宅・建物への屋上太陽光がほとんど
- (2) 促進区域の策定に関して、以下のような課題が認識。
 - 人員の不足
 - ・域内の再エネポテンシャルや需要地に関する情報不足
 - ・環境保全に関する情報不足 など
- (3) 市町村からは、再エネを誘致しても地域経済や社会へのメリットが不明確などの意見。
- (4)環境省では、促進区域を設定しやすくなるよう、人材派遣に関することや優遇措置などの 強化について検討開始。

4 現時点における本市の考え

全国市町村における促進区域の設定状況は、公共施設や民間住宅等への太陽光発電が中心と 広がりがない状況である。そこには多くの市町村が課題としている事項のほか、現行制度にお いては促進区域の設定による地域経済等へのプラス効果が図りにくいといった状況にある。

したがって、福島県からは「促進区域の設定に係る基準」が示されたところではあるが、現在進められている国の制度の検討(強化)の状況や他都市の事例について情報収集を進めながら、引き続き促進区域の設定をはじめ地域脱炭素化促進事業の活用について調査研究を進める。